



埼玉県報

号外第 25 号
令和 8 年(2026 年)
4 月 1 日
水曜日

目次

告示

- 一般国道 299 号の区域の変更 (川越県土整備事務所)
- 県道鯨井狭山線の区域の変更 (川越県土整備事務所)
- 県道久米所沢線の区域の変更 (川越県土整備事務所)
- 一般国道 407 号の区域の変更 (飯能県土整備事務所)
- 一般国道 299 号の区域の変更 (飯能県土整備事務所)
- 一般国道 299 号の区域の変更 (飯能県土整備事務所)
- 県道青梅飯能線の区域の変更 (飯能県土整備事務所)
- 県道飯能停車場線の区域の変更 (飯能県土整備事務所)
- 県道東飯能停車場線の区域の変更 (飯能県土整備事務所)
- 県道赤浜小川線の区域の変更 (熊谷県土整備事務所)
- 県道加藤平沼線の区域の変更 (越谷県土整備事務所)

告示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和八年四月一日から三十日間埼玉県川越県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年四月一日

埼玉県川越県土整備事務所長 坂田 竜也

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 二百九十九号
- 三 道路の区域

旧	旧新別
<p>狭山市大字笹井字西八木二八三 ○番一地从り同市根岸一丁目 三六四番八地从り</p>	区間
<p>一〇・〇五 二七・五〇</p>	敷地の幅員 (メートル)
<p>二五三二・九六</p>	延長 (メートル)
<p>旧道の一部は狭山市に引継ぎ、残区間は一般国道四百七号及び県道鯨井狭山線として存置する。</p>	備考

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和八年四月一日から三十日間埼玉県川越県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年四月一日

埼玉県川越県土整備事務所長 坂 田 竜 也

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 鯨井狭山線
- 三 道路の区域

新	旧 新 別
<p>狭山市広瀬東一丁目五九番二地 先から同市大字笹井字八木前二 九一九番一地先まで</p>	区 間
<p>八・三〇 二七・五〇</p>	敷地の幅員 (メートル)
<p>三五〇一・一六</p>	延長 (メートル)
<p>一般国道二百九十 九号の一部移管に 伴う路線の延長。</p>	備 考

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和八年四月一日から三十日間埼玉県川越県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年四月一日

埼玉県川越県土整備事務所長 坂 田 竜 也

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 久米所沢線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
所沢市日吉町六九一番地先から同市東住吉六一一番地先まで		区間
一七・〇一	七・八〇 二一・四三	敷地の幅員 (メートル)
三一九・〇〇		延長 (メートル)
所沢駅西口土地区画整理事業による。		備考

告示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和八年四月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年四月一日

埼玉県飯能県土整備事務所長 関

宏

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四百七号
- 三 道路の区域

新 B	旧 A	旧 新 別
入間市鍵山一丁目一四二四番四地 先から同市河原町一三一〇番一 地先まで	入間市鍵山一丁目一四二四番四地 先から同市河原町一二八七番一 地先まで	区 間
一一・一三 一七・五〇	一一・一三 二八・四二	敷地の幅員 (メートル)
一九三・三一	一九九・五九	(メートル) 延 長
		備 考

告示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和八年四月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年四月一日

埼玉県飯能県土整備事務所長 関

宏

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 二百九十九号
- 三 道路の区域

旧	旧 新 別
<p>入間市春日町二丁目七〇五番一 地先から同市河原町一三一〇番一 地先まで</p>	区 間
<p>一〇・九四 二〇・八〇</p>	敷地の幅員 (メートル)
<p>一〇〇九・〇〇</p>	延長 (メートル)
<p>旧道は一般国道四百七 号として存置</p>	備 考

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和八年四月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年四月一日

埼玉県飯能県土整備事務所長 関

宏

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 二百九十九号
- 三 道路の区域

旧	旧 新 別
飯能市大字中山三三四番二地先から 入間市大字野田三〇八二番二地先ま で	区 間
六・九一 二〇・九八	敷地の幅員 (メートル)
四九九三・二〇	延長 (メートル)
旧道の一部は飯能市及び入間市に引継ぎ、残区間は県道青梅飯能線、飯能停車場線及び東飯能停車場線として存置する。	備 考

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和八年四月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年四月一日

埼玉県飯能県土整備事務所長 関

宏

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 青梅飯能線
- 三 道路の区域

新	旧 新 別
飯能市仲町四番一八地先から同市 大字中山三二四番一地先まで	区 間
一・〇〇〇 一五・〇七	敷地の幅員 (メートル)
八六二・八〇	延長 (メートル)
一般国道二百九十九号 の一部移管に伴う路線 の延長。	備 考

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和八年四月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年四月一日

埼玉県飯能県土整備事務所長 関

宏

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 飯能停車場線
- 三 道路の区域

新	旧 新 別
飯能市仲町一九九番四地先から同 市大字中山三三四番一地先まで	区 間
一・〇〇〇 一七・二六	敷地の幅員 (メートル)
九七五・五〇	延長 (メートル)
一般国道二百九十九号 の一部移管に伴う路線 の延長。	備 考

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和八年四月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年四月一日

埼玉県飯能県土整備事務所長 関

宏

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 東飯能停車場線
- 三 道路の区域

新	旧 新 別
飯能市仲町四番一八地先から同市 大字中山三二四番一地先まで	区 間
一・〇〇〇 一五・〇七	敷地の幅員 (メートル)
八六二・八〇	延長 (メートル)
一般国道二百九十九号 の一部移管に伴う路線 の延長。	備 考

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和八年四月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年四月一日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 小野寺 貴 郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 赤浜小川線
- 三 道路の区域

旧新 B	旧 A	旧 新 別
<p>大里郡寄居町大字富田字中居五五七番一地从先から 同郡同町大字牟礼字新井一七八番一地从先まで</p>	<p>大里郡寄居町大字富田字高田五八〇番四地从先から 同郡同町大字牟礼字蔵屋敷一〇二六番三地从先まで</p>	<p>区 間</p>
<p>一四・二五〜三三・一八</p>	<p>一〇・六五〜一二・八〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>一五五八・四七</p>	<p>一一一三・三六</p>	<p>延長 (メートル)</p>
<p>継ぐ。</p>	<p>旧Aおよび旧新Bの 一部は、寄居町に引き</p>	<p>備 考</p>

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和八年四月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年四月一日

埼玉県越谷県土整備事務所長 小川 裕 嗣

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 加藤平沼線
- 三 道路の区域

新旧 B	旧 A	旧 新 別
吉川市皿沼一丁目一番一地从先から 同市平沼一丁目六六番地先まで	吉川市皿沼一丁目二番一地从先から 同市平沼一丁目七〇番地先まで	区 間
一 二 ・ 一 二 〃 二 五 ・ 〇 〇	九 ・ 一 六 〃 二 三 ・ 五 五	敷地の幅員 (メートル)
二 〇 九 三 ・ 二 〇	二 一 八 三 ・ 二 〇	延 長 (メートル)
		備 考 旧Aの一部は吉川市に引き継ぎ、残りは県道越谷流山線として残置する。